

令和8年度伊奈町一般廃棄物処理実施計画

第1章 総則

- 1 伊奈町一般廃棄物処理実施計画の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。
- 2 計画の区域は、町の全域とする。
- 3 計画において使用する用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）において使用する用語の例による。
- 4 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。
 - (1) 家庭系一般廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物のうち、町の処理施設において適正に処理できるものをいう。
 - (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外のものをいい、町の処理施設において適正に処理できるものをいう。
 - (3) 粗大ごみ 家庭系一般廃棄物のうち大型の廃棄物で、町の処理施設において適正に処理できるものをいう。
 - (4) 可燃物 家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物及び粗大ごみで、町の焼却施設において処理するものをいう。
 - (5) 不燃物 次に掲げる家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物及び粗大ごみで、町の粗大ごみ（不燃ごみ）処理施設において処理するものをいう。

- ① プラスチック製容器包装 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」における再商品化義務対象の「その他のプラスチック製容器包装」廃棄物をいう。
 - ② カン スチールカン、アルミカンの廃棄物をいう。
 - ③ ペットボトル 「PET ボトル」の廃棄物をいう。
 - ④ 透明ビン 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」における再商品化義務対象の「無色ガラス」の廃棄物をいう。
 - ⑤ 色付ビン 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」における再商品化義務対象の「茶色ガラス・その他ガラス」の廃棄物をいう。
 - ⑥ 蛍光管・水銀計 蛍光管廃棄物（電球を含む）・水銀温度計、水銀体温計、水銀気圧計などの水銀が封入された廃棄物をいう。
 - ⑦ 廃乾電池 乾電池廃棄物をいう。
 - ⑧ 不燃ごみ 鍋、やかん、金網等の金属製の廃棄物やプラスチック類、セトモノ類、ゴム類等の廃棄物であって他の廃棄物の区分に属さないものをいう。
 - ⑨ 不燃性粗大ごみ 粗大ごみのうち、不燃性の物質を多く含むものをいう。
 - ⑩ 充電式小型家電 リチウム電池等充電池内蔵型のコンセントをプラグに接続しなくても使用することができる小型家電のことをいう。
- (6) 適正処理困難物 一般廃棄物のうち、町の処理施設において、適正に処理ができないものをいう。

第2章 一般廃棄物排出予定量

1 家庭系一般廃棄物

| | |
|----------------|----------|
| (1) 可燃物 | 6, 620 t |
| 内訳 可燃性粗大 | 230 t |
| 上記以外の可燃物 | 6, 390 t |
| (2) 再生資源ごみ | 2, 250 t |
| 内訳 プラスチック製容器包装 | 800 t |
| カン類 | 110 t |
| ペットボトル | 240 t |
| 透明ビン | 110 t |
| 色付ビン | 110 t |
| 古紙 | 730 t |
| 古布 | 130 t |
| 蛍光管・水銀計 | 10 t |
| 廃乾電池 | 10 t |
| (3) 不燃物 | 860 t |
| 内訳 その他の不燃ごみ | 470 t |
| 不燃性粗大ごみ | 390 t |

2 事業系一般廃棄物

| | |
|------------|----------|
| (1) 可燃物 | 2, 520 t |
| (2) 再生資源ごみ | 120 t |

| | |
|---------|----------|
| (3) 不燃物 | 50 t |
| 3 し尿 | 420 kl |
| 4 浄化槽汚泥 | 3,900 kl |

第3章 一般廃棄物の処理主体

1 収集運搬

(1) 家庭系一般廃棄物

- | | |
|----------------|--------------|
| ① 可燃物（粗大ごみを除く） | 町（委託業者）又は排出者 |
| ② 不燃物（粗大ごみを除く） | 町（委託業者）又は排出者 |

(2) 事業系一般廃棄物

- | | |
|-------|------------------|
| ① 可燃物 | 排出者又は一般廃棄物収集運搬業者 |
| ② 不燃物 | 排出者又は一般廃棄物収集運搬業者 |

(3) 粗大ごみ

町（委託業者）又は排出者

(4) 犬・猫等の死体

町又は排出者

(5) 適正処理困難物

排出者

(6) し尿

町（委託業者）

(7) 浄化槽汚泥

一般廃棄物収集運搬業者

2 処理

(1) 可燃物

町（クリーンセンター）

(2) 不燃物

町（クリーンセンター）

※使用済小型家電は、不燃物の中から抽出し国の認定事業者へ運搬処理委託する。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (3) 犬・猫等の死体 | 町（委託業者） |
| (4) 適正処理困難物 | 民間施設（品目別専門処理業者） |
| (5) し尿 | 上尾、桶川、伊奈衛生組合 |
| (6) 浄化槽汚泥 | 上尾、桶川、伊奈衛生組合 |

第4章 処理計画

1 ごみの排出抑制・資源化計画

(1) 排出抑制の方法

① 町民に対しては、広報紙等によるごみの減量化・再資源化に関する啓発を実施すると共に、学校教育などにより幅広い年齢層に対して呼び掛けを行い、ごみの排出抑制の促進を図る。また、ごみの減量化奨励策として資源の地域集団回収及び生ごみの堆肥化活動に対する支援を行うことにより、ごみの減量化・再資源化への協力を求めて行く。

② 事業者に対しては、事業活動に必要な原材料、資材等の再資源品の使用促進及び自己責任によるごみの適正処理などを求めると共に、廃棄物の排出抑制・再資源化に関する啓発を実施し、ごみの減量化・再資源化の促進を図る。

(2) 再資源化の方法及び量

① 再生資源ごみ（プラスチック製容器包装、カン、ペットボトル、ビン、古紙、古着）

ア 方法 クリーンセンターまたは町の指定した場所において処理又は一時保管し再生処理業者においてその全量を資源化処理する。

イ 量 2, 230 t

② 再生資源ごみ (蛍光管・水銀計・電球、廃乾電池)

ア 方法 クリーンセンターに一時保管し、廃乾電池等処理共同団体のイトムカ鉱業所で、その全量を資源化処理する。

イ 量 20 t

③ 地域集団資源回収

ア 方法 資源商を経由してその全量を資源化処理する。

イ 量 80 t

2 収集運搬計画

(1) 収集区域の範囲

収集区域は、町の区域全体とする。

(2) 収集回数

- | | | |
|---------------|-------------|------|
| ① 可燃ごみ | 週4回 (各地区2回) | |
| ② プラスチック製容器包装 | 週2回 (各地区1回) | |
| ③ カン | 月4回 (各地区2回) | 《原則》 |
| ④ ペットボトル | 月4回 (各地区2回) | 《原則》 |
| ⑤ 透明ビン | 月2回 (各地区1回) | |
| ⑥ 色付ビン | 月2回 (各地区1回) | |
| ⑦ 古紙、古着 | 月4回 (各地区2回) | 《原則》 |

- | | |
|--------------|-------------------|
| ⑧ 蛍光管、水銀計・電球 | 年2回（全地区） |
| ⑨ 廃乾電池 | 年2回（全地区） |
| ⑩ 不燃ごみ | 月4回（各地区2回） 《原則》 |
| ⑪ 充電式小型家電 | 月4回（各地区2回） 《原則》 |
| ⑫ 粗大ごみ | 週2回（予約制戸別収集） 《原則》 |
| ⑬ し尿（普通世帯） | 月1回（全地区） |

(3) 収集方法

- ① 家庭系一般廃棄物 主として袋収集による集積所方式の曜日収集（原則）で実施。
- ② 事業系一般廃棄物 排出者自らがクリーンセンターへ直接搬入する。又は、排出者の依頼により一般廃棄物収集運搬業者が個別に収集する。
- ③ 粗大ごみ 排出者自らがクリーンセンターへ直接搬入する。又は、電話依頼などにより町が戸別に収集する。（原則週2回）
- ④ 犬・猫等の死体 排出者自らがクリーンセンター又は、上尾市営上尾伊奈斎場つつじ苑へ直接搬入する。又は、電話依頼により町が戸別に収集する。
- ⑤ し尿（普通世帯） 定期的に町（委託業者）が戸別収集する。
- ⑥ 浄化槽汚泥 排出者の依頼により、一般廃棄物収集運搬業者が戸別に収集する。

(4) 処理できないごみの種類

- ① 有害性のある物
- ② 危険性のある物

- ③ 爆発性、引火性のある物
- ④ 著しく悪臭を発する物
- ⑤ 特別管理一般廃棄物に指定されている物
- ⑥ 特定家庭用機器再商品化法に規定する特定家庭用機器
- ⑦ 前各号に定めるもののほか、町の処理施設において適正に処理できない物

一般廃棄物収集運搬業者は、次のとおりとする。

- ① 事業系一般廃棄物 20業者で別添のとおり
- ② し尿 4業者で別添のとおり
- ③ 浄化槽汚泥 12業者で別添のとおり

(5)収集運搬業の許可方針

事業系一般廃棄物や、し尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み等を勘案すると、既存の許可業者で適正な収集運搬が確保できるため、原則として新規の収集運搬業の許可はしないものとする。

3 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

① 焼却施設

施設名 伊奈町クリーンセンター
 所在地 伊奈町大字小針内宿2005番地
 形式 流動床式焼却炉
 処理能力 45 t / 24 h

② 粗大ごみ（不燃ごみ）処理施設

施設名 伊奈町クリーンセンター

所在地 伊奈町大字小針内宿2005番地

選別種類 可燃物、不燃物、鉄分、アルミ分、プラスチック類、ビン

処理能力 25t/5h

③ し尿処理施設

施設名 上尾、桶川、伊奈衛生組合

所在地 桶川市大字小針領家1160番地

形式 標準脱窒素処理方式+高度処理設備

処理能力 250kl/日

(2) 搬入される廃棄物の内訳

① ごみ

ア 町(委託業者) 9,320t

イ 一般廃棄物収集運搬者 2,480t

ウ 町民・事業者持ち込み 620t

② し尿

町(委託業者) 420kl

③ 浄化槽汚泥

一般廃棄物収集運搬者 3,900kl

(3) 残渣の量及び処分方法

① 残渣の量

ア 処理済ばいじん 1,030t

イ 不燃性残渣 750t

② 処分方法

ア 処理済ばいじん 人工砂へリサイクル及び最終処分場に埋め立て処分する。

イ 不燃性残渣 熱利用リサイクル及び最終処分場に埋め立て処分する。

4 最終処分計画

(1) 最終処分場の概要

① 施設名 埼玉県環境整備センター

所在地 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山368番地

② 施設名 株式会社ウイズウェイストジャパン（三戸ウェイストパーク）

所在地 青森県三戸町大字斗内字立花49番1外

③ 施設名 ジークライト株式会社（エコポート最終処分場）

所在地 山形県米沢市大字板谷字四郎右エ門沢773番地1～2

④ 施設名 グリーンフィル小坂株式会社（グリーンフィル小坂最終処分場）

所在地 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉾山字杉沢96番地29

⑤ 施設名 オリックス資源循環株式会社

所在地 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山313番地

⑥ 施設名 ツネイシカムテックス株式会社

所在地 埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山250番地1

⑦ 施設名 株式会社ウイズウェイストジャパン（沼田ウェイストパーク）

所在地 群馬県沼田市佐山町字長萱1998番71外

(2) 最終処分内訳量

町外処分量

1, 780 t